平成２９年（フ）第２１７５号
横浜市港北区鳥山町605番地　エスポワール鳥山303号室
債務者　和久井理沙
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２２０２号
横浜市港南区東永谷２丁目12番７号　ハイツ鈴木101
債務者　山内美奈子
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２２０８号
神奈川県茅ヶ崎市松が丘２丁目10番６号　ビエント松が丘102号
債務者　岡田奈津子
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２２３９号
横浜市磯子区氷取沢町312番地
債務者　森　　弘樹
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２２６４号
横浜市緑区上山２丁目36番13―115号
債務者　池平　　忍
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８５３号
東京都三鷹市大沢１丁目10番29号大沢ハイツ105
債務者　桐原　日司
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月22日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第９４７号
東京都町田市中町４丁目20番13号中町第７コーポ203
債務者　倉兼　直美
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月22日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１０３９号
東京都青梅市河辺町７丁目14番地の２河辺町七丁目アパート６―307
債務者　永山　春花
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月22日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１９２６号
神奈川県藤沢市遠藤2020番地の21　アムール藤沢遠藤106
債務者　寺崎　智美（旧姓杉浦）
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１９５１号
横浜市中区鷺山102番地７　コーポ鷺山203号室
債務者　林　　正
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１９９５号
横浜市金沢区並木１丁目２番４―608号
債務者　松永　忠治
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２２２９号
横浜市西区境之谷66番地　境之谷寮503号
債務者　増渕　大祐
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１９２８号
横浜市南区花之木町１丁目17番地１　土井ビル３Ｆ
債務者　吉永　宥太
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２１６５号
神奈川県藤沢市用田2804番地の10
債務者　坂本　　薫
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６４５号
東京都清瀬市梅園３丁目17番24号ヴィ・ラージュ梅園202号
債務者　早坂　志麻（旧姓相馬）
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月12日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部